

# 小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

写真(カラー)  
3.0×2.4 cm  
のりづけ

(表面)  
※申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの。

下記、太枠内を全てご記入ください。

※受付番号		受講年月日 (講習開始日)	令和 年 月 日	
フリガナ		生 年 月 日	年齢	本人連絡用電話番号
氏 名		昭和・平成 年 月 日	歳	
現住所	〒 _____		受講票は原則、所属事業場宛に送付します。 受講者の現住所に送付希望の方のみチェック下さい。 <input type="checkbox"/>	
(個人で受講する場合は記入不要) 所属事業場	フリガナ 会社名	会員(いずれかに○をつけてください)		
	住 所	※建災防熊本県支部会員のみ建設業許可番号をご記入ください。 ・建災防熊本県支部 [建設業許可番号: _____]		
	電 話	FAX	・ 鷹工業組合      ・ 左官協同組合 ・ 管工事組合      ・ 電気工事組合	
	担当者	・ 法面保護協会 ・ 非会員(上記以外)		
一部免除	裏面記載の【一部免除】を参照し、該当する記号を○で囲み、証明書類を添付して下さい。			
	①    ②    ③    ④    ⑤    ⑥ (受講料・講習時間の一部免除)	⑦    ⑧ (受講料のみ一部免除)		
助成金 (詳細裏面)	・ 申請する      ・ 申請しない (どちらかに○)		CPDS 受講証明 (詳細裏面)	要    ・    不要 (どちらかに○)

※本申込み用紙にて提供していただいた個人情報は、合格時の修了証に記載、将来の再交付、助成金申請書類のためのものであり、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

協会使用欄	
修了証番号	
修了証交付日	. .
受 講 日	自) . .
	至) . .
講習時間	学科 時間 実技 7時間
受講料	円
委託費	円

必要事項をご記入の上、  
①受講料及びテキスト代、②一部免除資格がある場合は証明書類のコピー、③本人確認書類、と一緒に下記までご持参いただくか、郵送にてお申し込みください(郵送の場合、上記①をお振込みの上、②・③と領収証コピーをご送付ください)。

## 建設業労働災害防止協会 熊本県支部

〒862-0976 熊本市中央区九品寺 4-6-4  
電 話 096-371-3700 FAX 096-364-2020  
振 込 先 肥後銀行 県庁支店(普) 129604

## 【一部免除】(次のいずれかに該当する者)

- ① クレーン・デリック運転士免許を受けた者
- ② 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
- ③ 旧クレーン則に規定するクレーン運転士免許を受けた者
- ④ 揚貨装置運転士免許を受けた者
- ⑤ 玉掛け技能講習を修了した者
- ⑥ 旧クレーン則に規定するデリック運転士免許を受けた者
- ⑦ 建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種若しくは第6種の種別に該当するもの
- ⑧ 車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習を修了した者

※ 下記の助成金制度を利用される場合は、上記⑦⑧の免除対象者は、カリキュラムの都合上、免除価格でのお申し込みはできません。

## 【人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)】

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)は、雇用主が雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、その経費と賃金の一部が助成される制度です。(申請先:管轄の労働局)。

- 留意事項  
受給資格は、下記の要件(①~③)を全て満たす場合です。
  - ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、又は常用労働者数300人以下の建設事業所であり、労働保険の雇用保険に加入していること
  - ② ①の事業所の雇用保険料率が、12/1000であること。(平成30年度)
  - ③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者である者が受講し、かつ受講当日の賃金が支払われていること。
- 助成額(条件によって異なります※詳しくは厚生労働省HPでご確認ください)
  - ・経費助成・・・支給対象経費の45%~90%
  - ・賃金助成・・・一人あたり日額6,650円~9,600円
- 手続きについて  
申請する場合は、**受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。**  
支給申請書を講習終了後2か月以内に管轄労働局に提出する必要があります(期限厳守)。支給申請書類は講習最終日にお渡しいたします。

## 【CPDSについて】

CPDSとは、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度で、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習をした場合に、学習の記録を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです(別名:継続教育)。

- 対象者: CPDS加入者(個人)
- 手続きについて(CPDS受講証明が必要な場合)  
申請書(表面)のCPDS受講証明欄の“要”に○をして下さい。  
講習最終日に受講者に受講証明書をお渡します。